

## 本宮市週休2日確保工事实施要領の改定について

令和7年1月1日より実施している「週休2日確保工事」ですが、以下のように実施要領及び運用を改定します。

### 【適用時期】

令和7年4月1日以降に公告する工事

### 【主な改定内容】

月単位の4週8休以上を新設

補正率の改定

#### 令和7年1月1日～令和7年3月31日までに公告する工事

通期（着工日から竣工日までのうち対象外期間を除く全体の日数）で

4週8休以上の現場閉所率か？4週8休未満の現場閉所率か？を審査します。

（例）



着工日

工場製作等の期間を除く実作業期間

竣工日

現場閉所率が28.5%以上 ➡ 達成

#### 令和7年4月1日以降に公告する工事

月単位（対象月のすべて）で4週8休以上の現場閉所率か？

通期で4週8休以上の現場閉所率か？

4週8休未満の現場閉所率か？を審査します。



着工日

工場製作等の期間を除く実作業期間

竣工日

現場閉所率が5月、6月、7月のすべての月で28.5%以上 ➡ 月単位で達成

現場閉所率が5月未達成だが4～6月で計算すると達成 ➡ 通期で達成

当初の入札・契約の積算は「月単位」で行うが、現場閉所実績が「通期」「週休2日未達成」の場合は、補正係数の修正を行うため、減額変更契約となります。

なお、補正係数については週休2日確保工事实施要領の運用をご確認ください。